

## 消費機器保安に関する取り組みについて

四国ガス株式会社

項目	取組みの概要	
保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	都市ガスを安全・安心にお使いいただけるよう、高い保安意識でお客さまサービスの提供に努めています。
	(2) 保安管理体制の整備	保安業務を管理する事業所ごとに保安管理組織、体制を整備し、保安向上に取り組んでいます。
	(3) 保安教育・訓練の実施等	保安業務従事者に対して毎年作成する年間計画に基づき保安に係る教育及び訓練を実施しています。
保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)	
	①非安全型機器の撲滅に向けた取替促進に係る取組 【家庭用】	不完全燃焼防止装置の付いていない小型湯沸器、屋内に設置された煙突式の湯沸器・ふろがま、金網ストーブなどをお持ちのお客さまに対して、法令に定められた消費機器調査時(4年間に1回以上)に安全性の高いガス機器に取替していただくよう説明します。
	②消費機器調査時の換気励行等の安全使用に係る取組 【家庭用】	ガス機器を安全に使用していただくために、法令で定められた消費機器調査時(4年間に1回以上)に換気の必要性を周知するとともに、ガスを安全に使用するための注意事項を記載した安全ステッカーをお客さま宅の見やすい場所に貼付(またはお渡しして貼付のお願い)し、注意喚起を行います。 また、全てのお客さまに対して、換気の必要性等を説明したパンフレットを毎年1回配布し、注意喚起を行います。
	③消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組 【業務用】	業務用厨房等でガス機器を安全に使用していただくためには、日頃からガス機器及び給排気設備の清掃、点検が特に重要であることから、法令で定められた消費機器調査時(4年間に1回以上)にガス機器及び給排気設備のメンテナンスの重要性等について説明するとともに、換気ステッカーを厨房内の確認しやすい場所に貼付(またはお渡しして貼付のお願い)し、注意喚起を行います。 また、全てのお客さまに対して、ガス機器や給排気設備のメンテナンスの重要性等を説明したパンフレットを毎年1回配布し、注意喚起を行います。
	④業務用換気警報器の設置促進の取組 【業務用】	業務用ガス機器等をお持ちのお客さまに対してCO中毒事故の防止を図る観点から、法令に定められた消費機器調査時(4年間に1回以上)に業務用換気警報器の設置、取替を行います。
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)	
	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	ガス機器を安全に使用していただくために、法令で定められた消費機器調査時(4年間に1回以上)にガス機器を安全に使用する上で注意すべきポイントについて説明します。 また、全てのお客さまに対して、ガス機器の安全な使用方法等を説明したパンフレットを毎年1回配布し、注意喚起を行います。
	②ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	接続具の誤接続による事故防止のため、法令で定められた消費機器調査時(4年間に1回以上)に接続具の正しい接続方法について説明します。 また、全てのお客さまに対して、接続具の正しい接続方法等を説明したパンフレットを毎年1回配布し、注意喚起を行います。
③ガス警報器の設置促進の取組	ガス漏えいによる事故防止のため、法令で定められた消費機器調査時(4年間に1回以上)及びあらゆる業務機会を通じてガス警報器設置のお勧めを実施します。なおガス警報器を設置しているお客さまについては、交換期限が過ぎる前に交換時期のお知らせ及び取替のお勧めを実施します。	
お客さまへの保安啓発活動	地方紙朝刊、自社ホームページ、ポスター掲示、チラシ投函等により保安PR活動を実施します。	